○大分県自然環境保全条例 昭和四十七年十月十三日 大分県条例第三十八号 大分県自然環境保全条例をここに公布する。 大分県自然環境保全条例

#### (目的)

第一条 この条例は、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号。以下「法」という。) の規定に基づき、生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を推進し、もつて 現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平二二条例二七·一部改正)

### (指定)

- 第二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを県自然環境保全地域 (以下「県保全地域」という。)として指定することができる。
  - 一 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が規則で定める面積以上のもの
  - 二 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が規則で定める面積以上のもの
  - 三 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及 びこれと一体になつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める 面積以上のもの
  - 四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
  - 五 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持している もののうち、その面積が規則で定める面積以上のもの
  - 六 前各号に掲げる区域のほか、知事が特に必要と認めるもの
  - 2 知事は、県保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及 び大分県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。この 場合においては、次条第一項に規定する県保全地域に関する保全計画の案についても、 併せて、その意見を聴かなければならない。
  - 3 知事は、県保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
  - 4 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

- 5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該県保全地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 知事は、県保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 7 県保全地域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 8 第二項前段及び前二項の規定は県保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第二項後段及び第三項から第五項までの規定は県保全地域の区域の拡張について、 それぞれ準用する。

(平一八条例一八・平二二条例二七・一部改正)

### (保全計画の決定)

- 第三条 県保全地域に関する保全計画(県保全地域における自然環境の保全のための規制 又は事業に関する計画をいう。以下「保全計画」という。)は、知事が決定する。
  - 2 保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本 的な事項
    - 二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域(以下「特別地区」という。)の指定に関する事項
    - 三 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
    - 四 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項
  - 3 知事は、保全計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。
  - 4 前条第三項から第五項までの規定は保全計画の決定及び変更(第二項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、前条第二項前段及び前項の規定は保全計画の廃止及び変更について、それぞれ準用する。

(平二二条例二七・一部改正)

### (保全事業の執行)

第四条 県保全地域に関する保全事業(保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下「保全事業」という。)は、県が執行する。

(平一一条例三六・一部改正)

### (特別地区)

- 第五条 知事は、保全計画に基づいて、その区域内に特別地区を指定することができる。
  - 2 第二条第六項及び第七項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域 の変更について準用する。
  - 3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、併せて、当該保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行うことができる木竹の

伐採(第十項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を指定する ものとする。保全計画で当該特別地区に係るものの変更(第三条第二項第三号に掲げ る事項に係る変更以外の変更を除く。)をするときも、同様とする。

- 4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(第七条第一項において「保安林等の区域」という。)内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第六号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。
  - 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
  - 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
  - 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
  - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - 六 木竹を伐採すること。
  - 七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
  - 八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域 における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するも のを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
  - 九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域 における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するも のを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の 放牧を含む。)。
  - 十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において 当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃 水を排水設備を設けて排出すること。
  - 十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内に おいて車馬を使用すること。
  - 十二 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼす おそれがある行為で規則で定めるもの
- 5 前項の許可には、当該県保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 6 知事は、第四項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、 同項の許可をしてはならない。
- 7 特別地区内において、非常災害のために必要な応急措置として第四項各号に掲げる 行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、規則で定めるところ

により、知事にその旨を届け出なければならない。

- 8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既 に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間 は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 9 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について、規則で定めるところにより 知事に届け出たときは、第四項の許可を受けたものとみなす。
- 10 次の各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。
  - 一 保全事業の執行として行う行為
  - 二 認定生態系維持回復事業等(第九条の三第一項の規定により行われる生態系維持 回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業 をいう。以下同じ。)として行う行為
  - 三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、県保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
  - 四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、県保全地域における自然環境の保全に支 障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(平二条例三六・平一一条例三六・平二二条例二七・一部改正)

### (野生動植物保護地区)

- 第六条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると 認めるときは、保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類 ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。
  - 2 第二条第六項及び第七項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
  - 3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
    - 一 前条第四項の許可を受けた行為(法第四十九条第三項の規定による協議に係る行 為を含む。)を行うためにする場合
    - 二 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合
    - 三 保全事業を執行するためにする場合
    - 四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合
    - 五 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、県保全地域における自然 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする 場合
    - 六 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、県保全地域における自然環境の保全に支 障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合
    - 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるところにより、知事が特に必要がある と認めて許可した場合
  - 4 前条第五項の規定は、前項第七号の許可について準用する。

(平二条例三六・平一一条例三六・平二二条例二七・一部改正)

#### (普通地区)

- 第七条 県保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域(以下「普通地区」という。) 内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。
  - 一 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。
  - 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
  - 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
  - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - 五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - 2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、県保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
  - 3 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、実施の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
  - 4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過 した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
  - 5 知事は、当該県保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
  - 6 次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。
    - 一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
    - 二 保全事業の執行として行う行為
    - 三 認定生態系維持回復事業等として行う行為
    - 四 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、県保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
    - 五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、県保全地域における自然環境の保全に支 障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- 六 県保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為 (昭四八条例五四・平二二条例二七・一部改正)

### (中止命令等)

- 第八条 知事は、県保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、 第五条第四項若しくは第六条第三項の規定に違反し、若しくは第五条第五項(第六条第 四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附せられた条件に違反した者、 前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の 規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定め て、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき 必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
  - 2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、 前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。
  - 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

### (報告及び検査等)

- 第九条 知事は、県保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第五条第四項若しくは第六条第三項第七号の許可を受けた者若しくは第七条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第五条第四項各号又は第六条第三項本文若しくは第七条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。
  - 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
  - 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二二条例二七・一部改正)

#### (生態系維持回復事業計画)

- 第九条の二 知事は、生態系維持回復事業(保全計画に基づいて行う事業であつて、県保 全地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。)の適正かつ効果 的な実施に資するため、保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事 業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。
  - 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 生態系維持回復事業の目標
    - 二 生態系維持回復事業を行う区域
    - 三 生態系維持回復事業の内容
    - 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施される ために必要な事項
  - 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。
  - 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会 の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。 (平二二条例二七・追加)

### (生態系維持回復事業の実施)

- 第九条の三 県は、県保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。
  - 2 市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態 系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に 従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
  - 3 県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、 及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を 受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
  - 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
    - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
    - 二 生態系維持回復事業を行う区域
    - 三 生態系維持回復事業の内容
    - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
  - 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
  - 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町村にあつては知事の確認を、県及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
  - 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
  - 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(平二二条例二七・追加)

### (認定の取消し)

- 第九条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき は、同項の認定を取り消すことができる。
  - 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めると き。
  - 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めると

き。

- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(平二二条例二七・追加)

## (報告徴収)

第九条の五 知事は、第九条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(平二二条例二七・追加)

#### (実地調査)

- 第十条 知事は県保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更 又は保全事業の執行に関し、市町村の長は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要 があるときは、それぞれその職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量さ せ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去さ せることができる。ただし、他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定 の定めるところによる。
  - 2 知事又は市町村の長は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、 あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下 この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を 通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
  - 3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた 土地に立ち入ってはならない。
  - 4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
  - 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

## (原因者負担)

第十一条 県は、他の工事又は他の行為により保全事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となった工事又は行為について費用を負担する者に、その保全事業の執行が必要となった限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

## (受益者負担)

第十二条 県は、保全事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その保全事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

### (補助)

第十三条 県は、予算の範囲内において、規則で定めるところにより、保全事業を執行する市町村に対して、その保全事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

## (委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (順間)

第十五条 第八条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又 は百万円以下の罰金に処する。

(平二条例三六・平二二条例二七・一部改正)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金 に処する。

- 一 第五条第四項又は第六条第三項の規定に違反した者
- 二 第五条第五項(第六条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者

(平二条例三六・平二二条例二七・一部改正)

第十七条 第七条第二項の規定による処分に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。 (平二条例三六・平二二条例二七・一部改正)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第七条第四項の規定に違反した者
- 三 第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第九条第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第十条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒 み、又は妨げた者

(昭四八条例五四・平二条例三六・平二二条例二七・一部改正)

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

## 附則

この条例は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において規則で定める日から 施行する

(昭和四八年規則第五三号で昭和四八年七月一二日から施行)

附 則(昭和四八年条例第五四号)抄

- 1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則(平成二年条例第三六号)
- この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則(平成一一年条例第三六号)抄
- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則(平成一八年条例第一八号)抄

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則(平成二二年条例第二七号)抄

# (施行期日)

1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

## (経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。